

札幌市監査委員 谷本雄司
札幌市監査委員 窪田もとむ
札幌市監査委員職務執行者 伊与部年男
札幌市監査委員職務執行者 涌井国夫

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に規定する監査を、下記の部局等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査(事務監査)

財政局 管財部
環境局 環境都市推進部
経済局 産業振興部
清田区 市民部
南区 市民部
西区 市民部
手稲区 市民部
議会事務局

3 出資団体等監査

札幌市土地開発公社
社会福祉法人 札幌市福祉事業団
財団法人 札幌市在宅福祉サービス協会
株式会社 札幌エネルギー供給公社
財団法人 札幌市防災協会
札幌市区民センター運営委員会
財団法人 公園緑地管理財団
札幌市交通安全運動推進委員会
札幌市児童育成会運営委員会

2 定期監査(工事監査)

環境局 環境事業部
建設局 土木部

出資団体等監査

平成22年度出資団体等監査報告書

第1 監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	財政援助団体	公の施設指定管理者
札幌市土地開発公社		○		
社会福祉法人札幌市福祉事業団		○	○	○
財団法人札幌市在宅福祉サービス協会		○	○	
株式会社札幌エネルギー供給公社		○		
財団法人札幌市防災協会		○		
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会				○
財団法人公園緑地管理財団				○
札幌市交通安全運動推進委員会			○	
札幌市児童育成会運営委員会			○	

第2 監査の範囲 主として平成21年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

第3 監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

第4 監査の期間 平成23年1月6日から同年3月24日まで

第5 監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 土地の売却における損益計算を適正に行うべきもの

【札幌市土地開発公社】

保有する土地の一部を分筆して札幌市以外の第三者へ売却する際、当該売却土地の原価について分筆前の簿価に基づき算定されるべきところを、売却額と同額をもって土地売却原価として計上していた。このため、平成21年度決算における本来の事業損益が財務諸表に正しく反映されない結果となっていたことから、適正な損益計算を行うように努められたい。

(2) 会計事務を適正に執行すべきもの

【財団法人札幌市在宅福祉サービス協会】

収入、支出及び資産の計上について、次のような事例がみられたので、正確な財務情報を提供するためにも、会計事務を適正に執行されたい。

ア 平成21年度に購入した被服のうち、年度末における職員への未支給分が貯蔵品として適正に計上されていなかった。

イ 次のとおり収入が適切な勘定科目に計上されていなかった。

(イ) 研修の実施に伴う収入について、受講料収入となるべき金額と雑収入（テキスト代）となるべき金額の区分を誤って計上していたもの、過納付や納付不足があった場合の返還分や追徴分を誤った区分に計上していたもの

(ロ) 研修の受講を翌年度に延期した者の支払済み受講料について、前受金に振り替える処理がなされていなかったもの

ウ この法人が行う研修について、職員が受講した場合、研修費支出及び受講料収入の両建て計上を行っているが、その金額に誤りがあった。さらに、受講料収入分と雑収入（テキスト代）分の区分も行われていなかった。

エ 介護保険事業関連のOAシステム保守料について、当該システムを通年で使用していた訪問介護事業費ではなく、平成21年度末になって当該システムを導入しただけの居宅介護支援事業費に全額が計上されていたため、事業ごとの収支に正しく反映されていなかった。

(3) 特定資産としての適切な取扱いに努めるべきもの

【同上】

特定資産としての減価償却引当資産は、将来の設備の更新等に備え、必要資金を確保するために設定されるものであり、対象となる資産を明確にするとともに、規則的かつ計画的な繰入れ、取崩しを行う必要がある。

しかし、平成21年度における期末残高は、減価償却累計額を大きく上回っており、固定資産の更新における適切な取崩しも行われていない状況にあったことから、特定資産としての適切な取扱いに努められたい。

(4) 事業別収支を正確に把握できる会計事務を行うべきもの

【財団法人札幌市防災協会】

複数の事業にわたる費用(人件費を含む)を、特定の事業費において執行するなどの不適切な事例がみられた。事業ごとの収支が正確に把握できない状態になっていることから、合理的な判断基準に基づいて関連する各事業費に配賦し、適切に会計事務を執行されたい。

(5) 領収証の適正な取扱いに留意すべきもの

【財団法人札幌市在宅福祉サービス協会】

領収証の取扱いについて、次のような事例がみられたので、領収証の適正な管理、発行等に留意されたい。

ア 無効処理されてはいるが、控えのみが保存され、本書は廃棄されていたものがあつた。

イ 書き損じがあつた場合について、無効処理されないまま綴られていたものがあつた。

ウ 領収証は、50枚綴りであるが、使用済分、未使用分を含め、48枚しか綴られていないものがあつた。

エ 講習受講料の領収用として管理されている領収証綴りを、受講料超過分の返金に伴う受講者から当法人への領収証に使用していた。

オ 講習当日に多人数の受講料を現金で領収するため、あらかじめパソコンで作成した領収証を使用した場合があるが、作成したのは本書のみであり、受領分の控えが残されていないほか、欠席者分は廃棄されていた。

(6) 領収証(書)の無効処理を適正に行うべきもの

【財団法人札幌市防災協会】

事前に領収証(書)を作成したが実際には発行しなかった場合は、本書及び控えに無効処理を施して保管すべきであるが、これを行わずに「本書と控えを保管しているもの」及び「控えを残して本書を廃棄しているもの」が散見されたので、適正に処理されたい。

(7) 現金徴収に係る事務処理を適正に行うべきもの

【同上】

公金徴収受託者として徴収した手数料(受講料)について、受領した現金と受講者数との照合を誤っていたため、納める金額を誤って札幌市に払い込み、その事後処理に係る関係帳簿への記載にも不適切な事例がみられた。チェック体制を整備するなどして、現金徴収に係る事務処理を適正に行われたい。

(8) 物品購入事務について適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌市福祉事業団】

消耗品の購入については、本部が各施設分を取りまとめて行っているが、

以下のとおり不適切な事務処理がみられた。競争性を確保した適正な物品購入事務を行うとともに、事業及び施設に応じた適切な経理区分による支出を行われたい。

ア 購入予定額が、規程で複数者による見積合せ等が必要と定められている5万円以上の金額であるにもかかわらず、複数に分割して少額としたうえで特定の業者と契約を行っていた。

イ 施設ごとの支出については、上記の分割発注をするために、実際に納品された品目及び金額と異なる内容となっていた。

(9) 契約の締結及び管理を適正に行うべきもの

【財団法人札幌市在宅福祉サービス協会】

被服について、その購入を行うだけではなく、購入後、直ちに職員に支給されなかった分の管理を委託するなどの約定が存在する契約について、次のような不備がみられたので、契約の締結及びその管理を適正に行われたい。

ア 被服に不足が生じた場合は、新たに見積合せや入札等を行い購入すべきものとするが、当該契約では3年間にわたり契約相手方からの購入を確約するものとなっていた。

イ 当該契約に当って行われた見積合せにおいて、被服の管理委託等に係る諸条件を示した書面が提示されていなかった。

ウ 経理規程に定める50万円以上の契約であり、被服の管理委託等に係る重要な約定が交されているにもかかわらず、契約書を作成していなかった。

エ 購入時の検品が管理を委託する分を含む全てについて実施されていなかった。

オ 管理を委託した分について、その後の管理状況の確認などの財産保全上必要な手続きが行われていなかった。

(10) 契約手続きに係る規程等の整備を図るべきもの

【同上】

経理規程では、5万円以上の契約に当っては複数の者から見積書を徴することを定めるのみで、実務においても、契約金額に応じた見積参加者数の増加や競争入札とすべき場合などの基準が定められていないことから、当該規程の見直しを含め、契約手続きに係る基準の整備を図られたい。

(11) 物品購入等に伴う支払手続きを適正に行うべきもの

【同上】

年度末に集中して行われた物品の購入や作業の依頼に伴う支払いに際し、納品書や完了届を徴していないものが多くみられたので、支払手続きを適正に行われたい。

(12) 物品購入等の事務処理における内部統制体制を整備すべきもの

【同上】

物品購入等に伴う起票（要求）、発注（契約）、検収、支払い等の一連の事務処理が特定の担当者に集中している傾向がみられ、適切な事務分掌に基づく相互牽制機能等が十分に確保されていないと考えられることから、これらの事務処理における内部統制体制を整備されたい。

(13) 財産台帳の整備を適正に行うべきもの

【札幌市土地開発公社】

保有する土地について、公社では毎年度末に保有土地明細表を作成して整理しているほか、その詳細については財産台帳（土地台帳）を作成して管理している。

この保有土地明細表と財産台帳（土地台帳）とで、金額等が一致していないものがみられたので、精査のうえ適正な整備を行われたい。

(14) 備品の管理を適正に行うべきもの

【財団法人札幌市在宅福祉サービス協会】

備品台帳において、記載が簡略で個々の備品の特定が困難である等の不備があったので、経理規程に定められた管理上必要な項目に係る備品台帳の整備など、その管理を適正に行われたい。

(15) 備品台帳を整理し物品を適切に管理すべきもの

【財団法人札幌市防災協会】

財産を管理するうえで重要な備品台帳について、記載漏れや記載内容が不十分なものが散見された。関係規程に則って管理上必要な事項を記載するなど整理して、物品等を適切に管理されたい。

(16) 予定価格調書について（意見）

【社会福祉法人札幌市福祉事業団】

入札を行うときは、予定価格決定権者が予定価格調書を作成しているが、随意契約の場合は起案により予定価格を定める事務手続きとしている。契約時の事故防止の観点からも、随意契約の場合でも金額によっては予定価格調書を作成することについて検討されたい。

また、当法人の規程等では予定価格調書について特段の定めはないことから、予定価格調書の取扱いに関し規定の整備が必要と思われる。

このことにより契約事務のリスク管理を徹底して健全で確実な事業運営をされるよう希望する。

2 財政援助団体監査

(1) 資金前渡事務を適正に行うべきもの

【札幌市交通安全運動推進委員会】

支出に関する資金前渡の事務処理について、以下のような不適正な事例がみられた。

今後は職員に対する関係諸規程の周知徹底と、チェック機能の強化を図り、適正な事務処理の執行に努められたい。

ア 資金前渡期間を超えて支払われていた。また、資金前渡期間を必要以上に長期間としていた。

イ 参加会費を現地払いするに当たって、現地に行かない職員を資金前渡職員としていた。

ウ 当団体の財務規程で資金前渡が可能な経費を限定しているが、これに該当しない経費を資金前渡としていた。

エ 当団体の財務規程で資金前渡の支出伺には資金前渡職員、理由、概算額、取扱期間、支出科目等を記載することとしているが、これがなかったもの又は一部が欠けていたものがあった。

オ 資金前渡精算書に添付されている領収書のあて名が資金前渡職員名となっていなかった。

カ 資金前渡精算書に添付されている領収書の名義に不備があった。

(2) 現金出納に係るチェック体制を整備すべきもの

【札幌市児童育成会運営委員会】

現金出納帳について、定期的な上司への報告（決裁）が行われておらず、また、預金通帳と照合すると現金出納の流れが正しく記帳されていないものもみられたことから、現金出納に係るチェック体制を整備されたい。

(3) 助成金交付事務を適正に行うべきもの

【札幌市交通安全運動推進委員会】

当委員会は、地域における自主的な交通事故防止活動に取り組む団体に対して助成金を交付しており、年度末に関係団体から提出された事業報告書及び収支決算書の内容を審査したうえで、助成金額の確定を行っている。しかし、この収支決算書において、支出内容の説明不足等により助成対象経費に該当するのかどうか判断できないもの、助成対象経費に該当しないもの、決算額が助成対象事業費に満たないものがみられた。場合によっては、助成金の返還が生じることもあることから、収支決算書の内容について十分なチェックを行われたい。

(4) 民間児童育成会に対する助成金交付事務を適正に行うべきもの

【札幌市児童育成会運営委員会】

民間児童育成会に概算で交付した助成金の事業実績に基づく精算において、誤って返納金額を少なく算定していたものがあつたことから、助成金の交付に係る事務処理を適正に行われたい。

(5) 民間児童育成会から提出される事業報告書の書式を改善すべきもの

【同上】

民間児童育成会から年度終了後に提出されている事業報告書について、記載方法が統一されていないため、助成に見合った事業が確実に行われたのか、書類上、把握できないものが一部にみられたことから、当該事業報告書の書式を改善されたい。

(6) 有効期限切れのタクシーチケットの処分を適正に行うべきもの

【札幌市交通安全運動推進委員会】

有効期限切れのタクシーチケットについて、無効処理を行っていないまま使用簿に綴られているものがあつた。また、廃棄処分については起案処理等、適切な事務処理を行わずに処分していた。有効期限切れのタクシーチケットについては使用できないよう、適正に処分すべきである。

3 公の施設指定管理者監査

(1) 現金の管理を適正に行うべきもの

【一般社団法人札幌市区民センター運営委員会】

現金出納簿の記帳誤りや記帳漏れがあり、それを発見し是正するまでに日数を要していた事例がみられた。また、受領した現金を数日分まとめて合計金額で記帳した事例もあり適正を欠くことから、帳簿の記帳方法とチェック方法を改善され、適正な現金管理を行われたい。

(2) 収益及び費用の年度区分を適切に行うべきもの

【同上】

収益及び費用の計上において、年度所属区分の誤りがみられることから、正確な事務処理に努められたい。

(3) 区民センターロビーの使用承認について（意見）

【同上】

区民センターロビーの使用に関しては、「札幌市区民センター等ロビー使用基準」（地域振興部長決裁）に基づき使用の可否を判断しており、同基準の規定により、指定管理者がやむを得ないと認める場合は、同管理者の判断

で使用を認めることも可能である。

しかしながら、同管理者の判断で無償使用を認めていたものの中に、同基準で使用を認めていない「営利を目的とする事業（その一環として行う宣伝活動を含む。）のために使用のおそれがあるとき。」に該当するおそれのあるものがみられた。同管理者は、使用を認めるのに際し、営利目的とならないように十分に留意したとのことであるが、区民センターロビーという公共施設の使用であることから、使用の可否については、より厳格な判断が必要であると考え。ついでには、札幌市の担当部局とも協議のうえ、使用承認をする場合の今後の取り扱いをさらに検討するよう希望する。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 札幌市土地開発公社（所管：財政局管財部）

この法人は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和48年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に基本財産総額2,000万円の全額を出資し、現在に至っている。

平成21年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	収 入 A	2,013,170
	支 出 B	1,984,760
	当 期 収 支 差 額 C=A-B	28,409
	前 期 繰 越 収 支 差 額 D	3,366,974
	次 期 繰 越 収 支 差 額 E=C+D	3,395,384
財 政 状 態 (平成22年3月31日現在)	流 動 資 産 F	11,972,458
	固 定 資 産 G	4,027
	資 産 合 計 H=F+G	11,976,485
	流 動 負 債 I	1,101
	固 定 負 債 J	8,560,000
	負 債 合 計 K=I+J	8,561,101
	正 味 財 産 L=H-K	3,415,384
負 債 ・ 正 味 財 産 合 計 M=K+L	11,976,485	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(2) 社会福祉法人札幌市福祉事業団（所管：保健福祉局保健福祉部）

この法人は、前身である財団法人札幌市福祉事業団(昭和61年設立)から業務承継し、平成8年に社会福祉法人として新たに設立されたものであり、札幌市が設置した公の施設である各老人福祉センター等の管理運営及び当該施設を利用したデイサービス等の事業を実施している。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額1,000万円の全額を出資し、現在に至っている。

また、札幌市は平成21年度、法人の運営に係る経費に対し、総額22万円の補助金を交付するとともに、公の施設である老人福祉センター及び保養センター駒岡等の維持管理に要する管理費用として総額4億5,474万円を支出している。

平成21年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事 業 収 支 の 状 況	収 入 A	1,181,897
	(うち札幌市からの補助金)	(223)
	(うち札幌市からの委託料)	(25,758)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(454,744)
	(うち公の施設の利用料金)	(97,116)
	支 出 B	1,108,446
	当 期 収 支 差 額 C=A-B	73,451
前 期 繰 越 収 支 差 額 D	47,389	
そ の 他 の 積 立 金 積 立 額 E	37,598	
次 期 繰 越 収 支 差 額 F=C+D-E	83,243	
財 政 状 態 (平成22年3月31日現在)	流 動 資 産 G	214,353
	固 定 資 産 H	288,005
	資 産 合 計 I=G+H	502,358
	流 動 負 債 J	55,238
	固 定 負 債 K	257,304
	負 債 合 計 L=J+K	312,542
	純 資 産 合 計 M=I-L	189,815
負 債 ・ 純 資 産 合 計 N=L+M	502,358	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(3) 財団法人札幌市在宅福祉サービス協会（所管：保健福祉局保健福祉部）

この法人は、市民の参加と協力を得て、市内に居住する高齢者、心身障がい者等に対し、相互扶助の精神に基づき、低廉な料金でホームヘルプサービスを始めとする在宅福祉サービスを提供し、福祉に関する相談・助言等のサービスを提供するとともに、在宅福祉サービスに関する広報・啓発等を行い、もって市民の福祉の増進及び生活の安定を図ることを目的として、平成5年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額3,000万円のうち、1,700万円（出資比率56.7%）を出資し、現在に至っている。また、札幌市は平成21年度、この法人の運営等に係る経費に対し、総額8,501万円の補助金を交付している。

平成21年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の状況	収 入 A	2,909,955
	(うち札幌市からの補助金)	(85,018)
	(うち札幌市からの委託料)	(545,577)
	支 出 B	2,928,567
	当期収支差額 C=A-B	△ 18,612
	前期繰越収支差額 D	320,260
	次期繰越収支差額 E=C+D	301,647
財政状態 (平成22年3月31日現在)	流動資産 F	564,878
	固定資産 G	508,105
	資産合計 H=F+G	1,072,983
	流動負債 I	260,146
	固定負債 J	236,043
	負債合計 K=I+J	496,190
	正味財産 L=H-K	576,793
	負債・正味財産合計 M=K+L	1,072,983

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(4) 株式会社札幌エネルギー供給公社（所管：環境局環境都市推進部）

この法人は、札幌駅北口地区の地域冷暖房事業を行うことを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に資本金総額4億5,000万円のうち1億8,000万円（出資比率40.0%）の出資を行ったが、その後、本市及び民間からの増資を得て、現在の資本金総額は15億円、うち本市の出資額は5億4,000万円（出資比率36.0%）となっている。

第1表 第24期 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	851,915
	経 常 費 用 B	612,812
	経 常 △ 損 益 C=A-B	239,102
	特 別 △ 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	98,805
	法 人 税 等 調 整 額 F	△ 1,711
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	142,008
	前 期 繰 越 利 益 H	△ 1,144,668
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	△ 1,002,660
財 政 状 態 (平成22年3月31日現在)	流 動 資 産 J	440,886
	固 定 資 産 K	1,796,438
	資 産 合 計 L=J+K	2,237,324
	流 動 負 債 M	317,440
	固 定 負 債 N	1,422,544
	負 債 合 計 O=M+N	1,739,985
	資 本 金 P	1,500,000
	利 益 剰 余 金 Q	△ 1,002,660
	純 資 産 合 計 R=P+Q	497,339
負 債 及 び 純 資 産 合 計 S=O+R	2,237,324	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成22年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	10,800	36.0
株式会社日本政策投資銀行	6,000	20.0
三菱重工業株式会社	3,600	12.0
北海道瓦斯株式会社	3,600	12.0
北海道電力株式会社	3,600	12.0
株式会社北洋銀行	1,480	4.9
株式会社北海道熱供給公社	480	1.6
株式会社北海道銀行	440	1.5
合計	30,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(5) 財団法人札幌市防災協会（所管：消防局総務部）

この法人は、防災に関する知識及び技術の普及並びに意識の高揚を図り、もって地域社会の安全の確保と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、平成6年に設立されたものである。札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額 3,000万円の全額を出資し現在に至っている。

平成21年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区分	項目	金額
事業収支の状況	収入 A (うち札幌市からの委託料)	329,809 (208,780)
	支出 B	319,824
	当期収支差額 C=A-B	9,984
	前期繰越収支差額 D	30,098
	次期繰越収支差額 E=C+D	40,082
財政状態 (平成22年3月31日現在)	流動資産 F	66,515
	固定資産 G	66,907
	資産合計 H=F+G	133,423
	流動負債 I	23,055
	固定負債 J	3,368
	負債合計 K=I+J	26,424
	正味財産 L=H-K	106,998
負債・正味財産合計 M=K+L	133,423	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 財政援助団体監査

(1) 社会福祉法人札幌市福祉事業団

団体の概要については1(2)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業補助	223,000	保健福祉局 保健福祉部
合 計	223,000	

(2) 財団法人札幌市在宅福祉サービス協会

団体の概要については(B)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌市在宅福祉サービス協会事務局経費補助	67,018,616	保健福祉局
札幌市在宅福祉サービス協会協力員派遣事業費補助	18,000,000	保健福祉部
合 計	85,018,616	

(3) 札幌市交通安全運動推進委員会

この団体は、交通道德の向上と交通環境の改善を図るため市民運動を展開し、札幌市を明るく、快適な交通安全都市とすることを目的として、昭和37年に設立されたものである。その主な事業は、交通安全運動の企画立案、人にやさしい交通対策の普及啓発事業の推進、交通安全市民運動に必要な調査研究等である。

札幌市は、平成21年度、この団体の事業に係る経費に対し、2億3,056万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
交通安全事業費及び事務局運営費補助	230,562,148	市民まちづくり 局地域振興部
合 計	230,562,148	

(4) 札幌市児童育成会運営委員会

この団体は、留守家庭児童の健全育成事業を行うことを目的として、昭和57年に設立され、主な事業は、民間児童育成会に対する助成、児童育成会指導員の研修である。

札幌市は、平成21年度、この団体の事務局経費、民間児童育成会に対する助成費等を対象として、2億722万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌市児童育成会運営委員会補助	207,227,392	子ども未来局 子ども育成部
合 計	207,227,392	

3 公の施設指定管理者監査

(1) 社会福祉法人札幌市福祉事業団

団体の概要については(2)参照

平成21年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
養護老人ホーム札幌市長生園	—	—	保健福祉局 保健福祉部
札幌市老人福祉センター(8館)	356,562,000	—	
札幌市保養センター駒岡	98,182,000	97,116,230	
合 計	454,744,000	97,116,230	

(注) 1 指定管理期間は平成18年度から平成21年度まで

2 札幌市長生園については措置費等により運営されている。

(2) 一般社団法人札幌市区民センター運営委員会

この団体は、札幌市の委託を受けて区民センターの管理運営を行い、コミュニティ活動の助長と生涯学習の普及振興を図ることにより、地域住民の福祉増進に寄与することを目的として平成9年に設立されたものである。設立当初は法人格のない団体であったが、平成21年10月1日からは一般社団法人となっている。主な活動は、区民センターの設置目的を達成するために行う諸事業（貸室・区民講座・施設開放、生涯学習活動の普及）の計画・実施である。

札幌市は、公の施設である各区の区民センターの管理運営を平成18年度から平成21年度までこの団体に行わせており、平成21年度は、その管理運営に要する経費として、3億742万円を支出している。

平成21年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市中央区民センター	47,372,000	—	市民まちづくり 局地域振興部
札幌市北区民センター	31,868,000	—	
札幌市東区民センター	30,687,000	—	
札幌市白石区民センター	31,085,000	—	
札幌市厚別区民センター	19,424,000	—	
札幌市豊平区民センター	30,861,000	—	
札幌市清田区民センター	35,055,000	—	
札幌市南区民センター	30,778,000	—	
札幌市西区民センター	31,024,000	—	
札幌市手稲区民センター	19,270,000	—	
合 計	307,424,000	—	

(注) 指定管理期間は平成18年度から平成21年度まで

(3) 財団法人公園緑地管理財団

この法人は、公園緑地の管理運営に関する総合的な調査研究、技術開発及び国営公園等の管理運営などを行うことを目的として、昭和49年に設立されたものである。その主な事業は、国営・県立公園等の管理運営業務と、公園緑地に関する調査研究・技術開発、環境教育プログラム等の各種講習会・フォーラムの開催などである。

札幌市は、国営滝野すずらん丘陵公園内にある公の施設である「札幌市青少年山の家」の管理運営を、平成18年度から平成21年度までこの法人に行わせており、平成21年度は、その管理運営に要する経費として、1億4,673万円を支出している。

平成21年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市青少年山の家	146,733,300	16,002,590	教育委員会 生涯学習部
合 計	146,733,300	16,002,590	

(注) 指定管理期間は平成18年度から平成21年度まで